

議案第3号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

1 概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大 (第8条の3)

(改正前) 3歳に満たない子

(改正後) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等 (第20条及び第21条)

ア 職員が家族の介護を要する旨を申し出た場合において、介護両立支援制度等について情報提供するとともに、意向確認のため面談を行うものとします。

イ 年度内に40歳に達する職員に対し、アの内容を周知するものとします。

ウ 介護両立支援制度等の円滑な請求等のため、職員に対する研修の実施、相談体制の整備等の措置を講じるものとします。

(3) 町規則への委任(第13条及び第14条並びに改正前の別表第1及び別表第2)

病気休暇及び特別休暇に係る必要な事項は、町規則で定めるものとし、別表第1及び別表第2を削ります。

(4) 関係条例の一部改正(附則第3項及び第4項)

(3)により削られる別表第1及び別表第2の規定を引用する「高根沢町職員の育児休業等に関する条例」及び「高根沢町職員の配偶者同行休業に関する条例」の一部を改正し、それぞれ当該規定により定められた事項は、町規則で定めるものとします。

(5) その他

ア 定義規定を整理します。(第3条第4項)

イ 引用法令の題名を修正します。(第12条)

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条</p> <p>4</p> <p>(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者をいう。第15条第1項及び第20条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、町規則で定めるもの</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条</p> <p>4</p> <p>(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。第8条の2第1項、<u>第8条の3第1項から第3項、別表第1及び別表第2</u>において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、町規則で定めるもの</p>

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務

(年次有給休暇)

第12条

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、高根沢町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他町規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間その他必要な事項は、町規則で定める。

の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第12条

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、高根沢町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他町規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として町規則で定める場合における休暇とし、その期間その他必要な事項は、町規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせる

2 病気休暇の期間は、公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高根沢町条例第1号）第2条により派遣された職員の派遣先の機関の業務、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高根沢町条例第17号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条により派遣された職員の派遣先団体の業務及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となった職員の公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人の業務を含む。）上の負傷又は疾病及び結核性疾患にあつては1年以内、その他の負傷又は疾病にあつては90日（町規則で定める負傷又は疾病にあつては180日）以内の期間とする。

3 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 前条第3項ただし書きの規定は、病気休暇に準用する。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第1で定める休暇とする。

とともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限

る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、町規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 高根沢町職員の育児休業等に関する条例(平成4年高根沢町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第22条 2 休暇等条例第14条の特別休暇のうち町規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第22条 2 休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

4 高根沢町職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年高根沢町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第7条 <u>(2)</u> (略)	(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第7条 <u>(2)</u> 配偶者同行休業をしている職員が高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号)別表第1の9又は10の項の休暇を取得することとなったこと。 <u>(3)</u> (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町規則で定める事由に該当
することとなったこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。